

東栄町公園マネジメントプラン

東栄町公園の管理運営、整備等の取組方針

令和 4 年 3 月
魚 津 市

目次

1. 公園の概要	
(1) 概要	1
(2) 立地状況	2
(3) 用途地域	3
(4) 避難所の指定	4
(5) 周辺施設の立地状況	5
2. 公園施設の現況	
(1) 遊戯施設	6
(2) 植栽	8
(3) 便益施設	9
(4) 休憩施設	9
(5) 広場	9
3. 占用・設置許可の状況	10
4. 公園利用状況	
(1) 行為の許可、イベント等の実施状況	10
(2) その他の利用状況	10
(3) 利用上の課題	10
(4) 利用者の傾向	11
5. 公園の将来像と取組方針	
(1) 目指すべき姿	12
(2) 取組方針	12
6. 公園の管理運営	15

1. 公園の概要

東栄町公園は、昭和 31 年 11 月 22 日富山県告示第 619 号で事業決定を受けた魚津都市計画火災復興土地区画整理事業によって用地を確保し、昭和 42 年度に整備された公園です。

(1) 概要

供用開始年度	昭和 46 年度 (魚津市都市公園条例施行日 昭和 46 年 4 月 1 日)
公園名称	東栄町公園
公園面積	793 m ²
所在地	魚津市新金屋二丁目 520
公園種別	街区公園
都市計画決定	なし

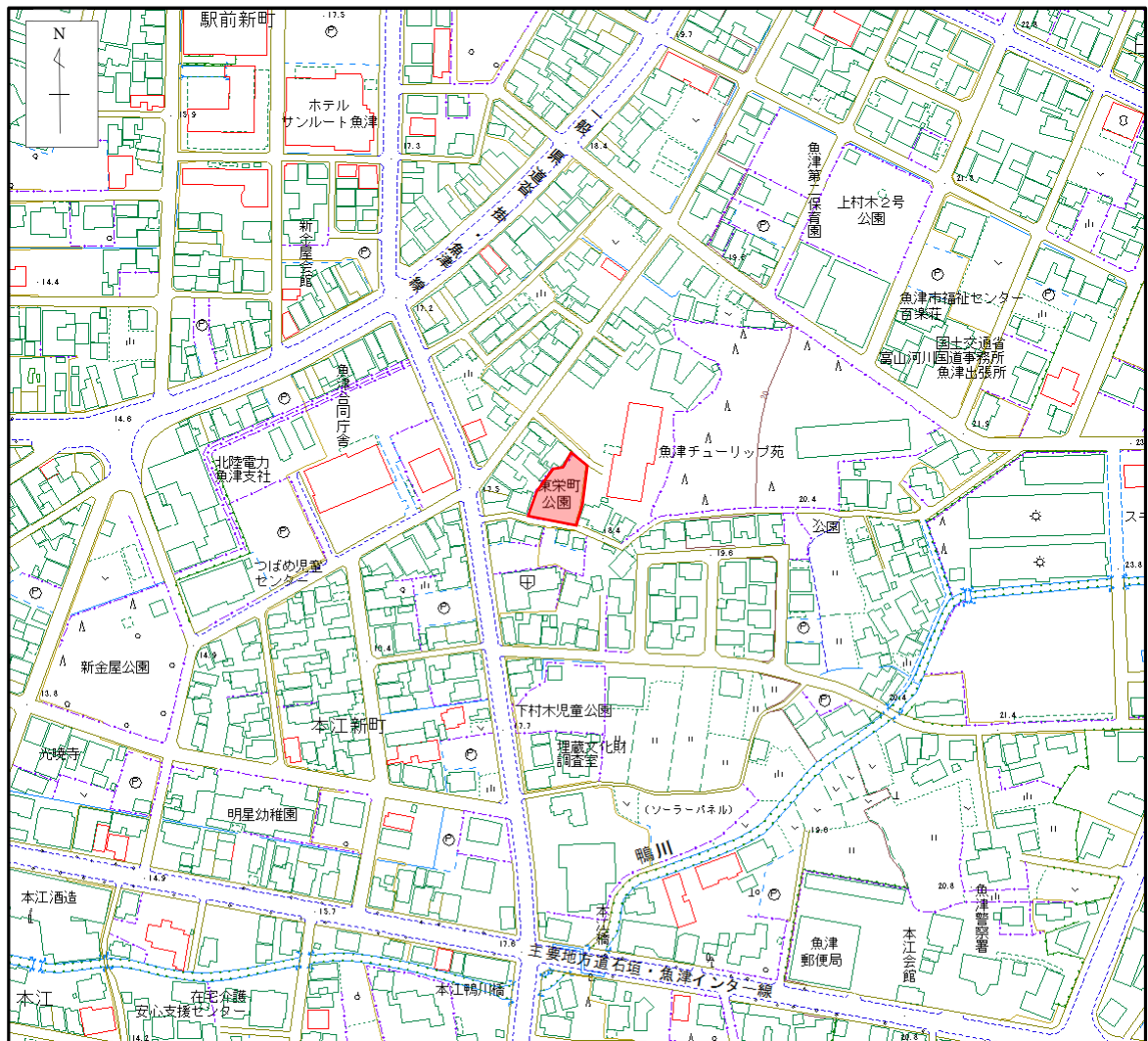
公園航空写真 (2500 分の 1)



(2) 立地状況
位置

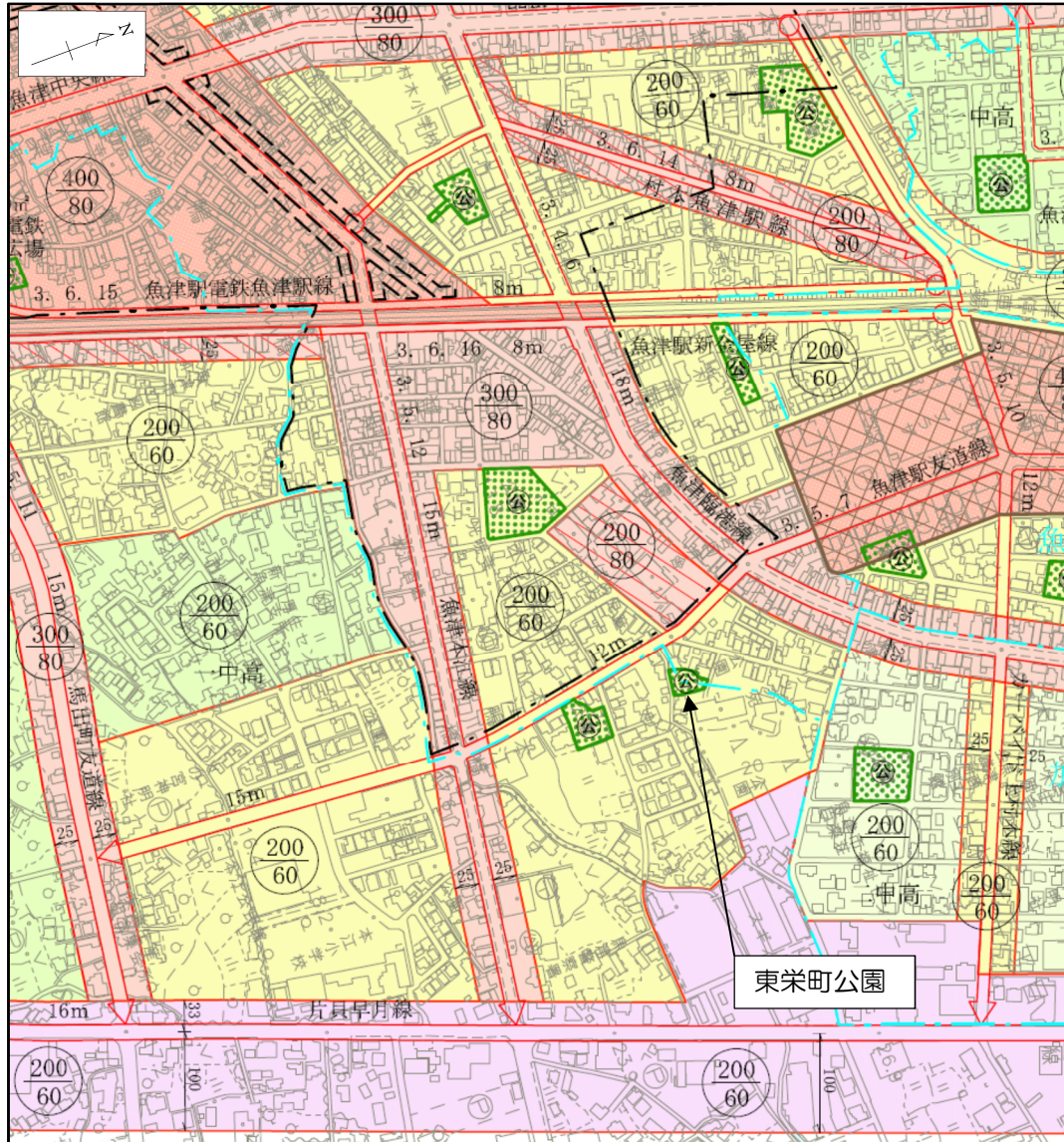


周辺位置図（4000 分の 1）



(3) 用途地域

東栄町公園は、都市計画法による第一種住居地域に位置し、公園周囲も同地域に指定されています。幹線道路である市道魚津駅友道線からは幅員の狭い市道を約 30m 入ったところに位置しています。



※第一種住居地域

解説：住居の環境を保護するため定める地域。

床面積が 3,000 m²を超える店舗や事務所等の立地が制限されます。

※近隣商業地域

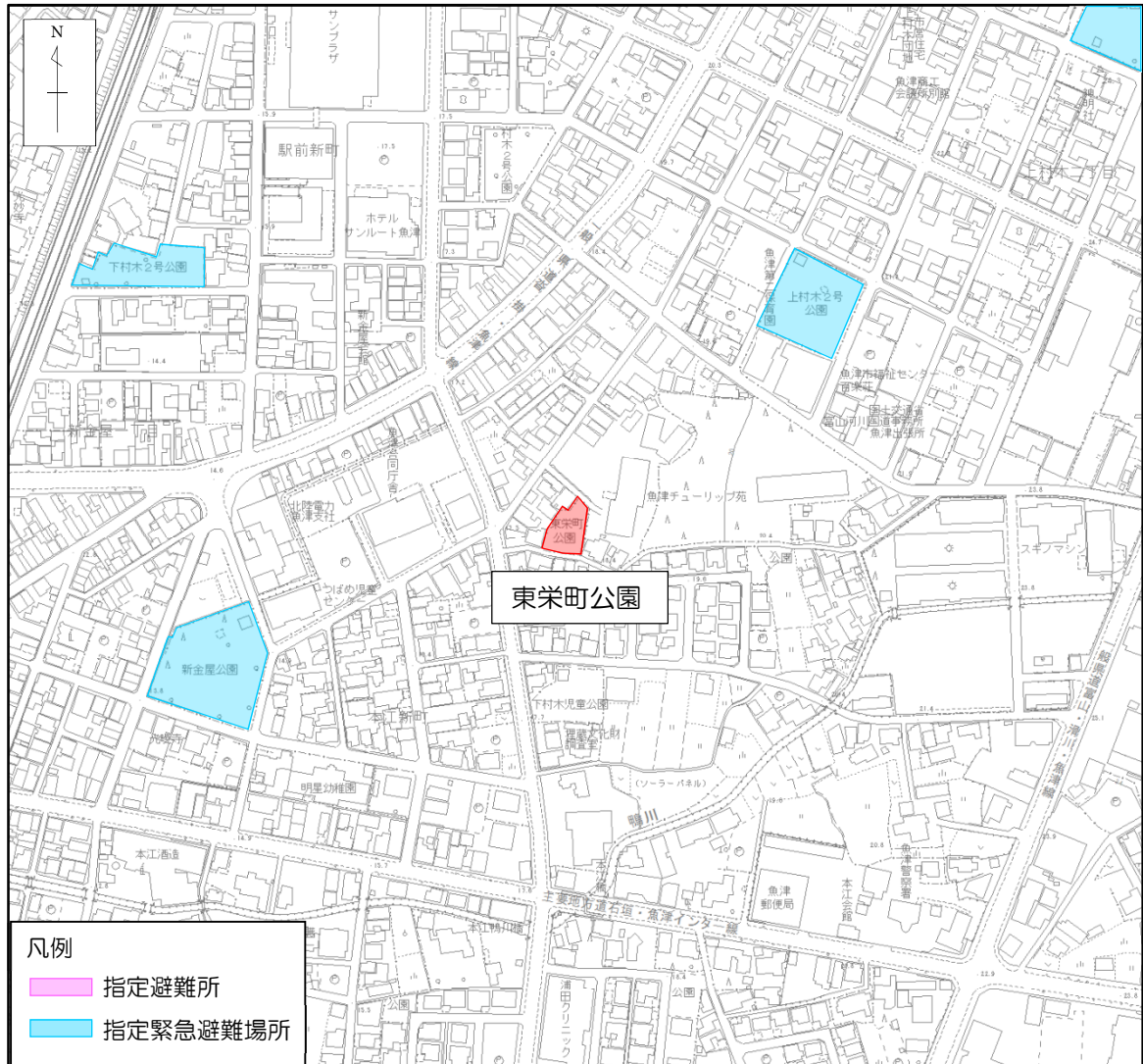
解説：近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。

工場・倉庫等で一定の要件を超えるものの立地が制限されます。

(4) 避難所の指定状況

東栄町公園は、魚津市地域防災計画上の避難場所等には指定されていません。

公園周辺の指定緊急避難場所、指定避難所（5000分の1）



※指定緊急避難場所

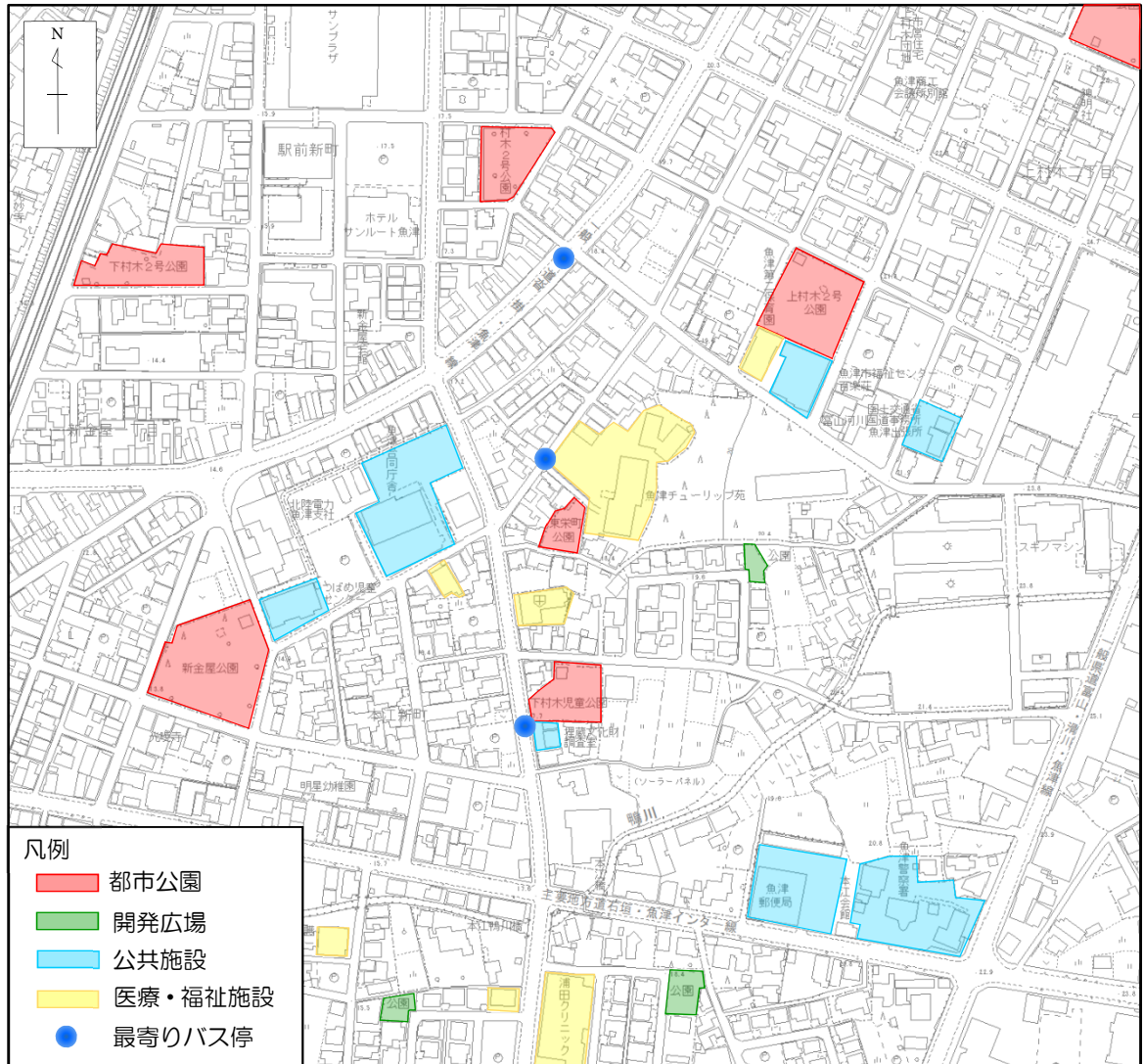
解説：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

※指定避難所

解説：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

(5) 周辺施設の立地状況

東栄町公園は市道 3 路線に接道しているものの、いずれも幅員が約 3m と狭く交通量が少ないため、近隣の居住者以外が目にすることは少ない位置にあります。北東側には高齢者向け優良賃貸住宅「魚津チューリップ苑」が隣接しており、入居者及び来訪者の利便性は高いと考えられます。



周辺施設

- ・魚津チューリップ苑 約 10m
- ・魚津合同庁舎 約 130m
- ・バス停（市街地巡回ルート：下村木児童公園前） 約 150m
- ・バス停（坪野ルート：魚津チューリップ苑前） 約 40m
- ・バス停（上野方ルート：旧百楽荘口） 約 250m
- ・下村木児童公園 約 150m
- ・新金屋公園 約 230m
- ・村木 2 号公園 約 300m
- ・上村木 2 号公園 約 300m

2. 公園施設の現況

(1) 遊戯施設

砂場 	整理番号	15-1
	整備年度	1993 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C
シーソー 	整理番号	15-2
	整備年度	1988 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C
プレイウォール 	整理番号	15-3
	整備年度	不明
	処分制限期間	40 年
	使用見込期間	48 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C
踏み板式ブランコ 	整理番号	15-4
	整備年度	2011 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	B

滑り台 	整理番号	15-5
	整備年度	不明
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C

※処分制限期間

解説：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく制限を受ける期間。

※使用見込期間

解説：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間。

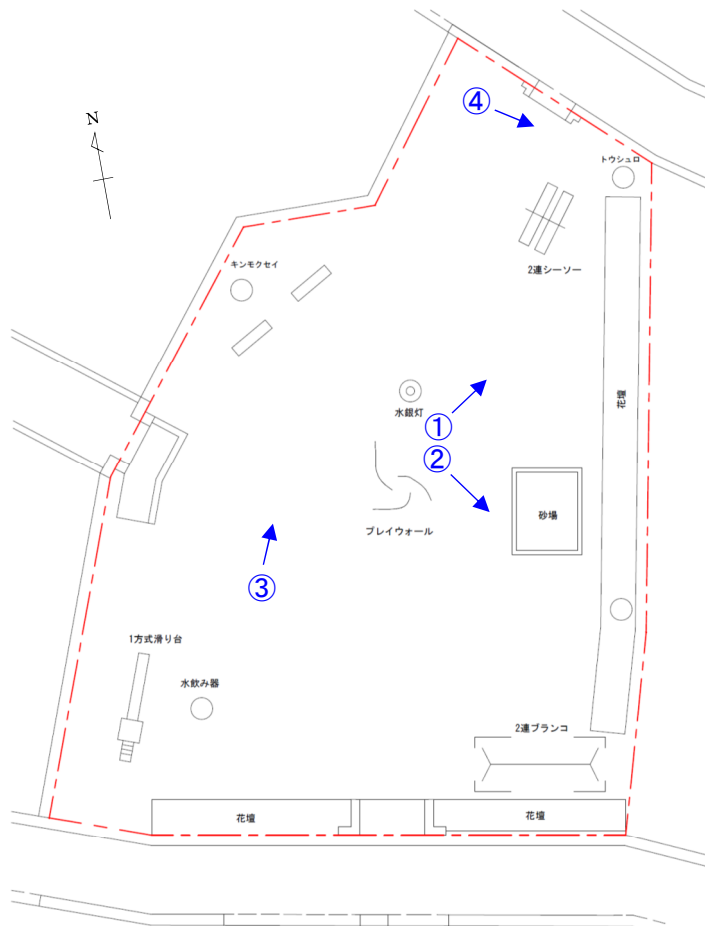
※健全度

解説：健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について行う総合的な判定。A～D の四段階評価。

ランク	評価基準
A	- 全体的に健全である。 - 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	- 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 - 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	- 全体的に劣化が進行している。 - 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	- 全体的に顕著な劣化である。 - 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(2) 植栽

東栄町公園の東側及び南側には花壇が設けられており、主にツツジなどの低木が植栽されています。高木は、ベンチ周辺のキンモクセイと北側入口付近のトウシュロがあります。それ以外では花壇内にも数本植樹されています。



(3) 便益施設

水飲み器 	整理番号	15-7
	整備年度	1993 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	30 年(参考値)
	健全度(H30 調査)	B

(4) 休憩施設

ベンチ (全2基) 	整理番号	15-6-1~2
	整備年度	1967 年
	処分制限期間	47 年
	使用見込期間	47 年(参考値)
	健全度(H30 調査)	B

(5) 広場

東栄町公園には中央部にプレイウォール及び照明灯があるため、広場としてまとまった面積はありませんが、ほぼ全面が芝生等の緑で覆われています。



3. 占用・設置許可の状況

令和3年4月時点で東栄町公園には占用・設置許可を受けて設置されている物件はありません。

解説：

占用許可…公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設ける場合

設置許可…公園管理者以外の者が公園施設を設け、又はを管理しようとする場合

4. 公園利用状況

(1) 行為の許可、イベント等の実施状況

東栄町公園では、近年、行為の許可に関する申請はありません。

解説：

行為の許可…都市公園において次に掲げる行為を行う場合。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(2) その他の利用状況

- ・魚津市公園里親制度実施要綱に基づく里親登録1件
- ・チューリップ苑居住者や近所の小学生数名がよく利用している。
- ・犬の散歩
- ・過去に、町内会の催しが公園で行われたことがある。

(3) 利用上の課題

- ・広場や花壇の草丈が長くなっている場合がある。
- ・樹木が隣家側に傾いている。
- ・公園面積が狭いため、長時間の滞在には不向きである。
- ・遊具の利用頻度は低い。

(4) 利用者の傾向

◎アンケート調査等の実施

公園・緑地の整備や維持管理に関する意見・要望等について、身近な公園の主な利用者である小学生（保護者）や中学生、周辺住民を対象に、学校・町内会を通じたアンケートと訪問によるヒアリング調査を実施しました。

・アンケート調査

平成 30 年度実施 市全域対象 有効回答数 459 票

・ヒアリング調査

平成 30 年度実施 市内の公園周辺住民からの聞き取り 56 人

◎調査結果概要

○アンケート調査

- ・過去 1 年間に東栄町公園を訪れたことがある（複数回答可）

全体の 0.9%（特によく利用する 0.0%）

- ・東栄町公園を過去 1 年間に訪れたことがあると回答された方が、身近な小さな公園を利用する目的（複数回答可）

・行事やイベントの参加	3 票
・散歩・軽い運動	2 票
・花木等の自然を楽しむ	1 票
・子どもを遊ばせる	1 票
・清掃等のボランティア活動	1 票

- ・身近な小さな公園に期待する役割（複数回答可）

・子どもを遊ばせる	65.4%
・散歩・軽い運動	37.3%
・休憩・語らい・リフレッシュ	37.0%
・災害に備えた防災空間・避難場所	16.1%
・地域行事やイベント	14.8%

○ヒアリング調査

- ・周辺住民が、身近な公園で許可してもよいと思う行為（対象：街区公園 23 箇所）

・ボール遊び	84%
・音楽・ダンス	61%
・スケートボード	32%
・ペット	68%
・ラジコン	43%
・バーベキュー	38%
・手持ち花火	63%

5. 公園の将来像と取組方針

(1) 目指すべき姿

令和3年6月から令和3年10月までに実施した、東栄町公園のある本江地区の住民等との協議の結果、公園の目指すべき姿を次のように定めます。

住宅地の中の気軽に憩える公園

(2) 取組方針

公園の施設ごとの取組方針は、維持管理方針、機能再編方針、改修整備方針として、それぞれ次のように定めます。

○維持管理方針

遊戯施設

専門業者による定期点検（年1回）を実施し、遊具の安全を図ります。

適宜、日常点検を行い、部材の腐食や部品の脱落を発見した場合は速やかに対応し、適切な管理に努めます。

植栽

花壇は年2回、業務委託による除草が実施されています。

中低木は公園里親制度により管理が行われているため、今後も里親制度に基づく支援を継続するとともに、協働による適切な管理に努めます。

便益施設

水飲み器

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

休養施設

ベンチ

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

広場

芝生広場は年2回、業務委託による除草が実施されています。

公園里親制度による草刈りも行われており、今後も里親制度に基づく支援を継続していきます。

その他

フェンス

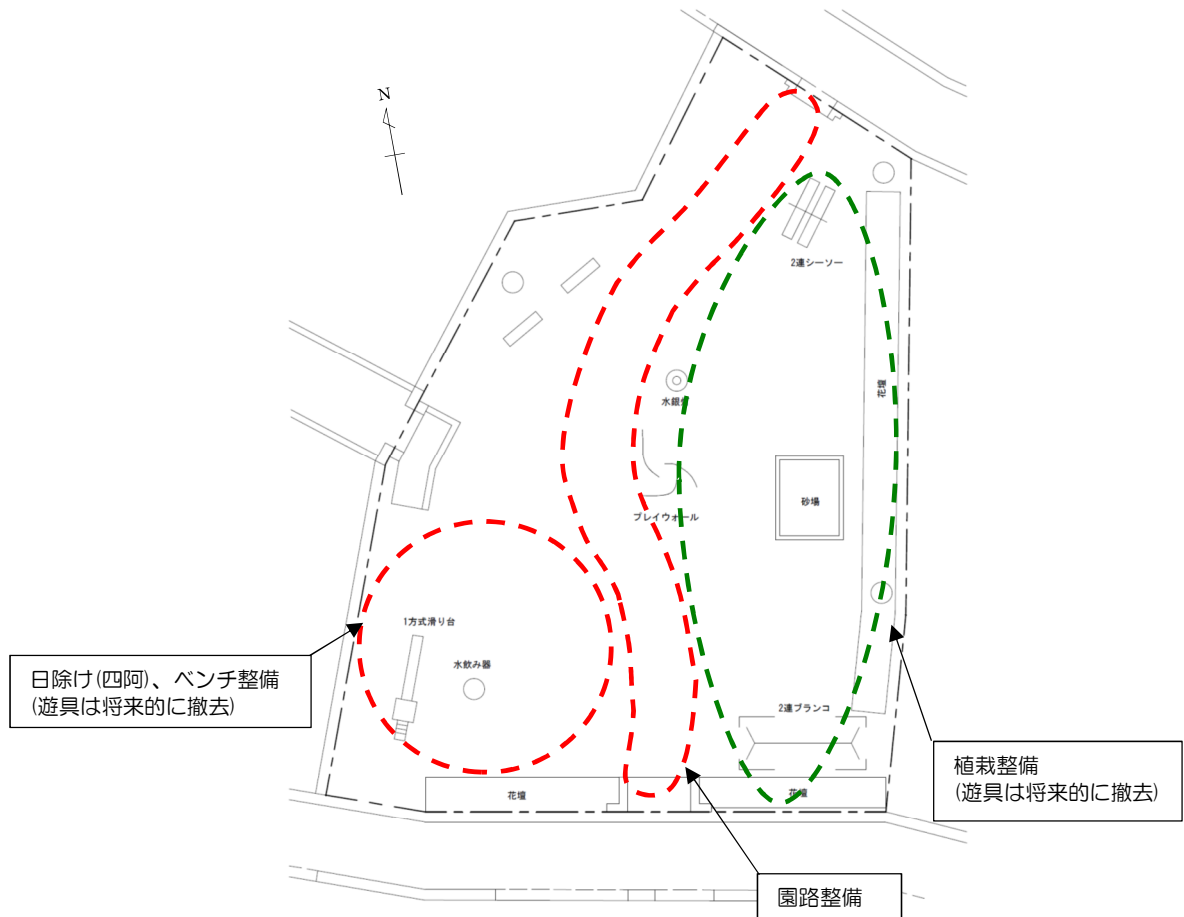
日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

○機能再編方針

公園の目指すべき姿を実現するため、近隣の街区公園との機能分担により、当公園は、「休養」を主たる機能として施設の再編を図る方針とします。

既設遊具の「遊び」の機能は、将来的に近隣の他公園へその機能を集約し、地域住民の憩いのスペースとして安らぎを感じることのできる空間づくりを目指します。

(再編イメージ案)



○改修整備方針

遊戯施設

専門業者による点検により、老朽化等のため遊具の使用継続が困難と判断された場合は直ちに使用禁止とし、速やかな撤去に努めます。撤去後は、公園利用者の「休養」のためのスペースとして再整備を図ります。

植栽

利用者が「憩い」を感じることが出来る空間になるよう、里親活動と協働して適切な植栽管理に努めます。

便益施設

水飲み器

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園全体の施設配置を考慮しつつバリアフリー化を図るなど、様々な利用者に対応することのできる施設整備を図ります。

休養施設

ベンチ

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園全体の施設配置を考慮しつつ、公園利用者の「休養」に適した仕様や配置に留意して再整備を図ります。

日よけ・四阿

幅広い世代の利用者が、季節や天候に左右されず公園で「休養」することが出来るよう、日よけや四阿の新設を検討します。

広場

繁茂した草等が公園利用の支障にならないよう、里親活動と協働して適切な芝生管理に努めるとともに、安全な園路の整備を検討します。

その他

フェンス

健全度調査等により施設の更新が必要になった場合には、公園の機能に合致した空間になるよう、高さや仕様を検討します。

6. 公園の管理運営

利用者や近隣住民の生活の安全を図るため、公園の管理上、公園毎に公園利用ルールを設定する場合があります。

魚津市都市公園条例第5条では、以下の(1)～(9)を禁止行為として規定しています。

- (1)都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2)竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3)土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4)土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5)動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6)市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7)市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8)市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9)はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

上記のほか、魚津市の公園では他の利用者の安全性や快適性を考慮して、「花火」、「犬の連れ込み」、「敷地の狭い公園でのボール遊び」等については原則控えて頂くよう、また、子ども等への「受動喫煙防止」にご協力をお願いしています。

東栄町公園には令和4年2月時点で上記以外に公園利用ルールは設定されていませんが、公園利用ルールを新たに設定する必要がある場合は、町内会等と協議のうえ検討していきます。